

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月6日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 常陸河川国道事務所長

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 R 7 常陸河川国道積算技術業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、常陸河川国道事務所における道路及び河川に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1 工事毎の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)
- 5) 予定工事件数は43件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出するもの(以下、「競争参加資格確認申請者」という。)は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、質の向上に努めるために各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記について、本業務における留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

本業務における留意点：本業務において、積算条件を設計図書及び現場を通じて的確に把握するための留意点について

(5) 成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- 1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式
- 2) 積算資料 1 式
- 3) 積算データ（記録媒体 CD 等）
- 4) 打合せ記録簿
- 5) 引継事項記載書

(6) 履行期間 令和 7 年 8 月上旬から令和 8 年 3 月 31 日まで

(7) 本業務は、業務計画等に関する競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 1, 000 万円を超える業務の場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(8) 本業務は予定価格が 1, 000 万円を超える場合「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」を行う業務である。

(9) 本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別

- に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- （３）申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - （４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - （６）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
 - （７）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。

２－２．設計共同体

２－１．単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 6 月 6 日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から R 7 常陸河川国道積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

２－３．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書そのほか契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- １）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。２）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。２）において同じ。）の関係にある場合
- ２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、１)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等を

いう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。発注工事に参加とは、当該工事を受注していること又は当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む。)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。

１）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）中立公平性に関する要件の確認資料又は誓約書の提出

上記（１）における中立公平性に関する要件の確認資料又は誓約書を申請書の提出時に提出することとする。

（３）業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

・設計共同体の場合は、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（４）業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成２２年度以降に完了した以下に示す業務において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

２－５．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するものであること。

・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）

・一級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
- ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成 22 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成 22 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：

- ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）

2) 類似業務：

- ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した C M 業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付すること。

申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は申請書と同様の扱いとする。

(4) 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、令和7年6月6日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

令和7年6月6日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については5億円未満を2.5億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和7年6月6日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するものであること。

ただし、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を有する必要はない。また、競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級土木技術者又は土木学会 2 級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
- ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の建設部門に限る。)
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が 1 年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 5 年以上有する者

2－7. 申請書に関する事項

申請書において、内容が殆ど記載されていない、又は記載された内容が技術提案と判断出来ない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下、「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、本業務の予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満して入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
また、本業務は「詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点) × (1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

申請書の内容に応じ、下記のとおり評価を行い、技術評価点を与える。

3－1) 予定価格が1,000万円以下の業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点) ＋ (②に係る評価点) ＋ (③に係る評価点) ＋ (④に係る評価点)

3－2) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

⑤賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点) ＋ (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度) ＋ (⑤に係る評価点)

技術提案評価点＝(②に係る評価点) ＋ (③に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

関東地方整備局 常陸河川国道事務所 経理課 契約係

電話 029-240-4062

電子メール ktr-hitachi-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和7年6月6日（金）から令和7年7月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし、最終日は16時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

(3) 申請書の提出期限及び提出方法

提出期限：令和7年6月26日（木）15時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書による。

(4) 申請書に関する書類審査の実施

書類審査では申請書に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和7年7月9日（水）までに電子入札システムで通知する。

(6) 入札及び開札の日時及び入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和7年7月17日（木）16時00分まで。

開札日時：令和7年7月18日 13時30分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (7) ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量・地質調査業務も含む。）として参加することをいう。
- ・「資本面・人事面で関係がある」とは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
- 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、申請書における実施方針及び技術提案（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (9) 本業務は、発注者と受注者が合意した単価を用いる「総価入札単価合意方式」の試行業務である。
- (10) 本業務では、業務委託料の総額により入札を行った後、発注者と受注者が合意した単価を記載した内訳書を契約書に添付した上で、総額による契約を締結する。業務委託料の変更については、契約書記載の単価を基礎として定め、契約書記載単価によることが不適当な場合には、発注者と受注者が協議して定める。
- (11) 本入札の競争参加資格は、2.2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、認定がされていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- また、2.2-2に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- ただし「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日）付け建設省厚契発第54号、建設省技調第236号、建設省営建発第65号」の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、申請書の提出期限の日とする。
- (12) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。ただし、電子入札

システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きの詳細は、入札説明書補足－電子入札システム等によらない場合における各種資料等の提出方法一覧による。

(13) 詳細は入札説明書による。